

国立研究開発法人国立成育医療研究センター契約事務取扱細則

第43条 契約に係る情報の公開について

『平成22年4月1日 細則第6号

国立研究開発法人国立成育医療研究センター契約事務取扱細則』より抜粋。

(会計規程第39条第4項による随意契約)

第29条 会計規程第39条第4項による随意契約は、次に掲げる場合とする。契約の性質又は目的が競争を許さない場合。

2 緊急の必要により競争に付することができない場合。

(随意契約によることができる場合)

第30条 会計規程第39条第5項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 予定価格が400万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 二 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 三 予定賃借料の年額又は総額が150万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。

(契約に係る情報の公開)

第43条 センターの支出の原因となる契約（第29条第2号の規定による契約並びに予定価格が第30条第1号、第2号、3号及び第6号の規定に定める金額を超えない契約を除く。）を締結した場合には、契約締結の日の翌日から起算して72日以内に次に掲げる事項をホームページにおいて公表しなければならない。

- 一 工事（工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
- 二 理事長等の氏名、名称及び所在地
- 三 契約を締結した日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
- 五 一般競争入札又は指名競争入札及び公募型企画競争の別によった場合は、その旨（随意契約を行った場合を除く。）
- 六 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又はセンターの事務若しくは事業に支障が生じるおそれがないと認められるものに限る。）
- 七 契約金額
- 八 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率小数点以下第二位を四捨五入する。）（予定価格を公表しない場合を除く。）
- 九 随意契約によることとした理由（随意契約を行った場合に限る。）及び会計規程

等の根拠条文

十 厚生労働省が所管する公益法人与随意契約を締結する場合に、当該法人にセンターの常勤役職員であったものが役員として契約を締結した日に在職していれば、その人数

十一 その他必要な事項

2 前項の規定による公表は、契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日まで行うものとする。